

公共下水道事業の概要と現状

目 次

- ① 汚水事業の整備面積と整備率の推移 …… P. 1
- ② 下水道整備計画図 …… P. 2
- ③ 污水管整備の推移と人口普及率 …… P. 4
- ④ 下水道事業の経営状況 …… P. 5
- ⑤ 一般会計繰入金の状況 …… P. 6
- ⑥ 下水道使用料金表 …… P. 7

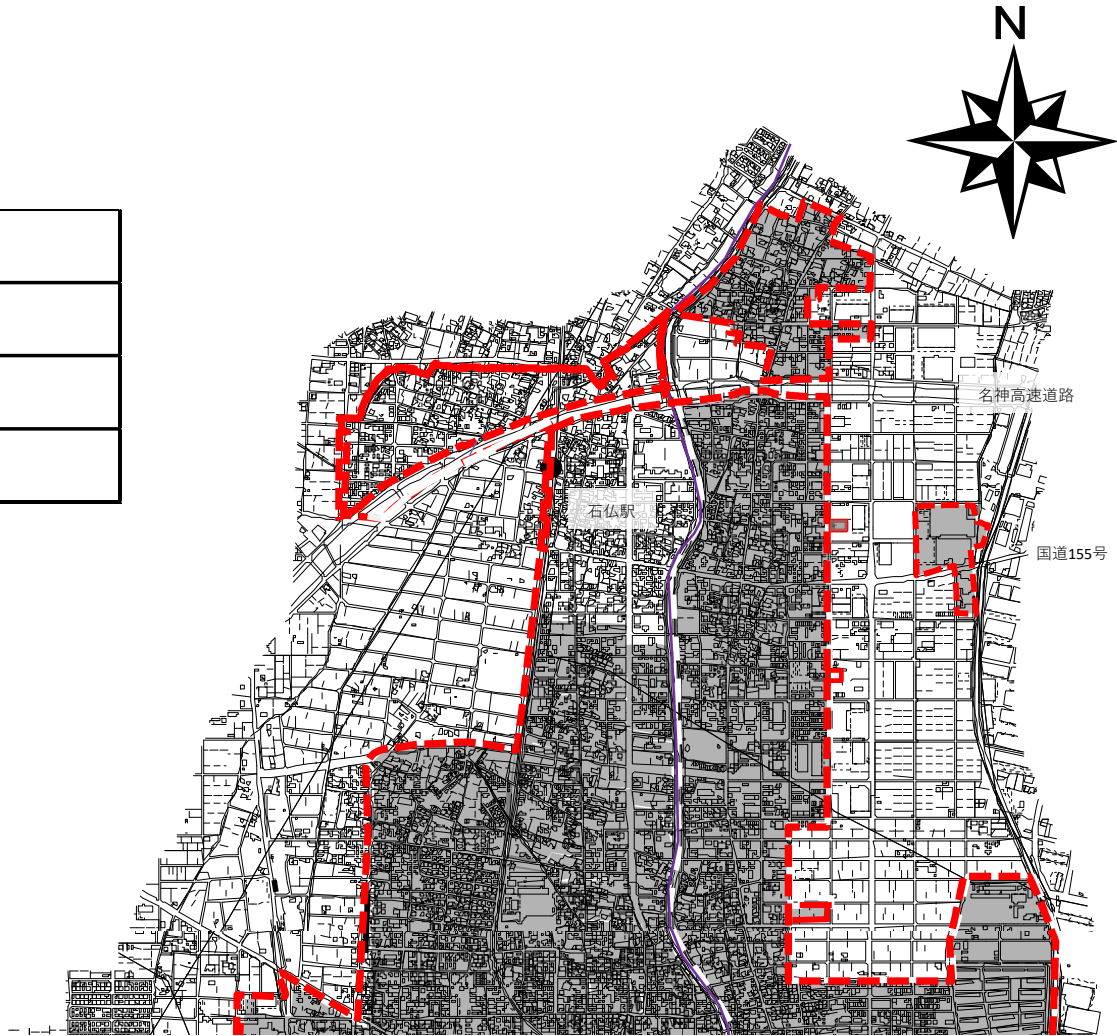
① 汚水事業の整備面積と整備率の推移

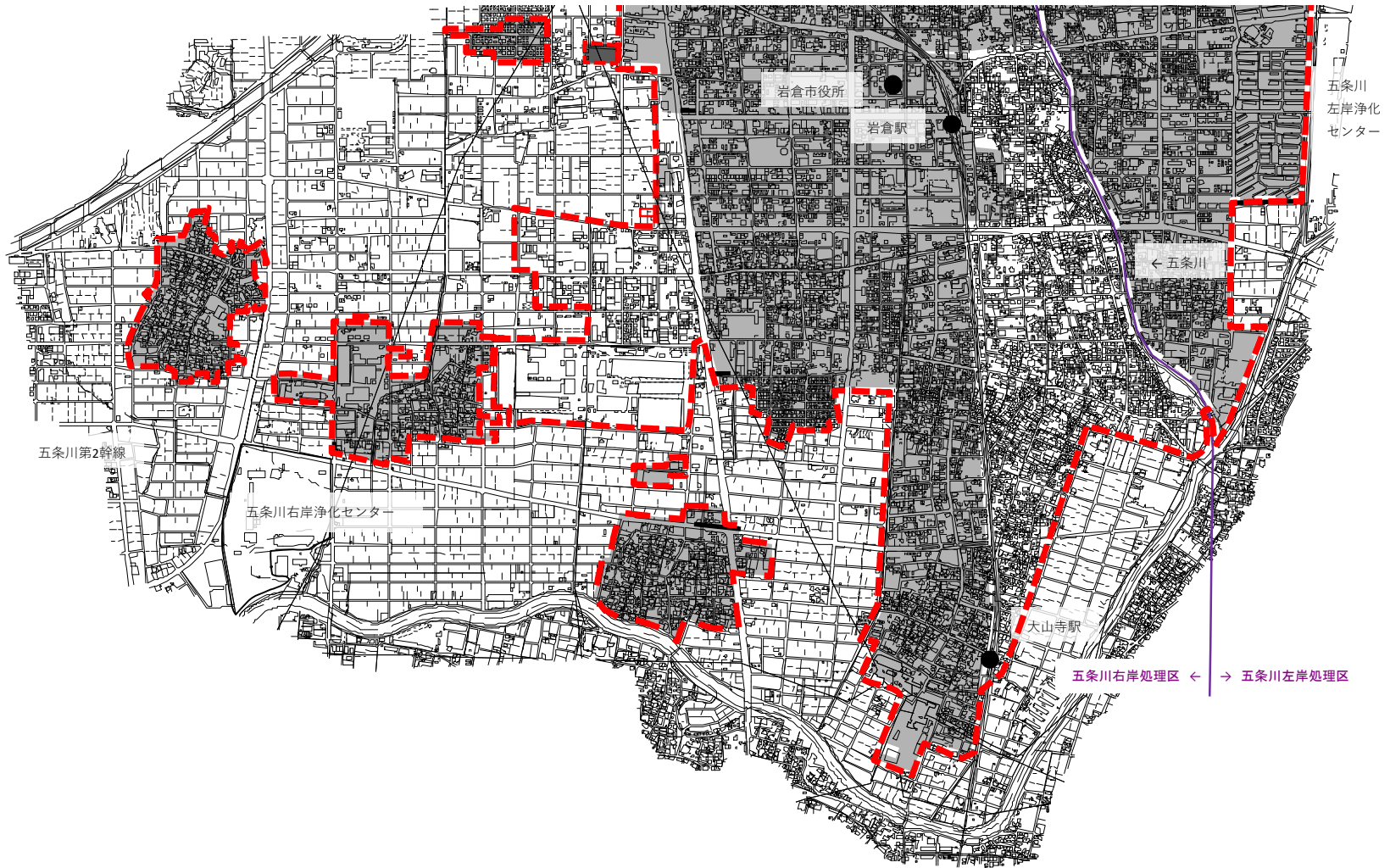
	年度末 整備面積 (ha)	整備率 (%)	備考
平成元年度	-	-	五条川左岸整備事業着手
平成6年度	97.06	16.4	五条川右岸整備着手 五条川左岸供用開始 (H7. 2月)
平成12年度	222.0	37.4	五条川左岸整備完了
平成13年度	242.0	40.8	五条川右岸供用開始 (H13. 4月)
令和元年度	418.1	70.5	企業会計の導入 (H31. 4月)
令和4年度	449.1	75.7	

② 下水道整備計画図

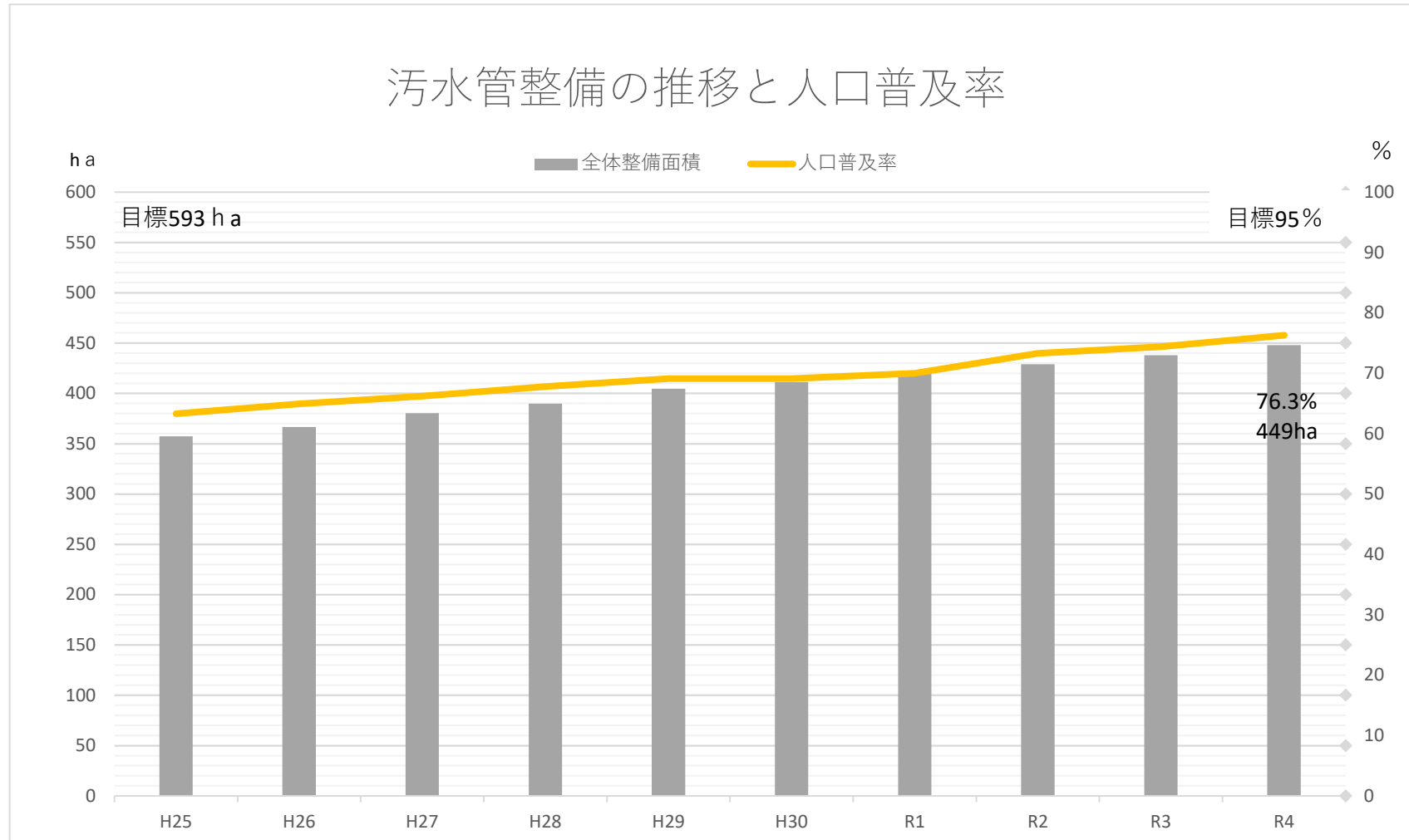
岩倉市下水道整備計画

凡例	
	R4年度以前整備済
	都市計画決定区域
	処理区域界

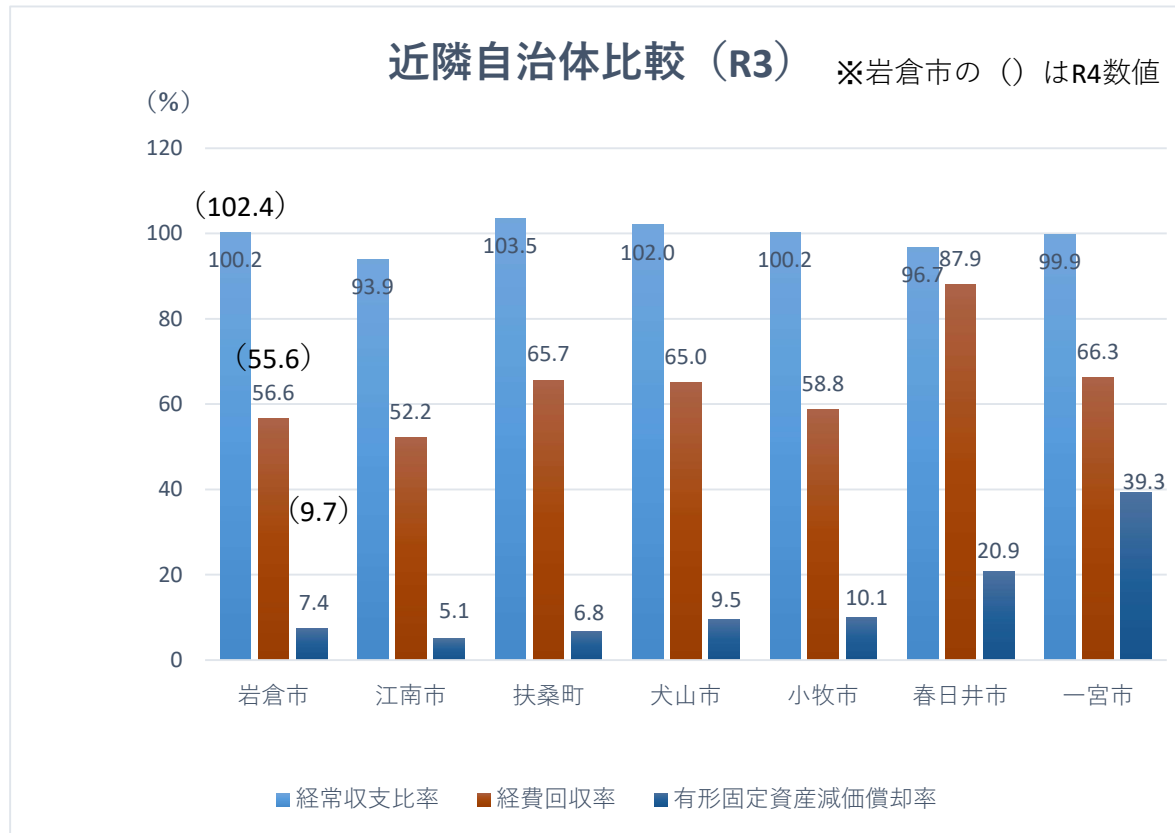




③ 污水管整備の推移と人口普及率

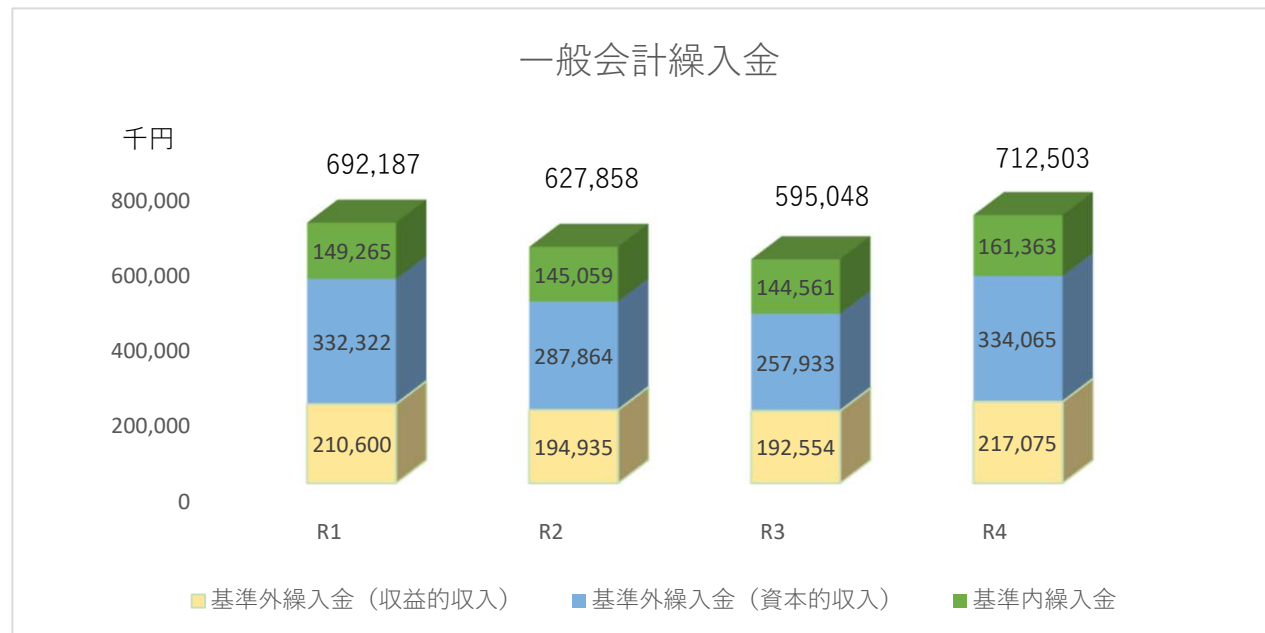


④ 下水道事業の経営状況



- ・ 経常収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。→100%以上だと単年度収支が黒字
- ・ 経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているか表した指標。
- ・ 有形固定資産減価償却率とは、資産の老朽化度合を示している指標。

⑤ 一般会計繰入金の状況



基準内繰入金

- ・ 雨水事業に要する経費
- ・ 分流式下水道等に要する経費
- ・ 水質検査に関する経費
- ・ 元利償還金に関する経費 (流域下水道の建設に要する経費等)

⇒ 基準外繰入金を無くすことを国から求められている

⑥ 下水道使用料金表

(税抜)

区分	基本使用料 (1使用月につき)		超過使用料 (1使用月につき)	
	基本排出量	使用料	超過排出量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般用	5立方メートルまで	428円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	60円
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	78円
			20立方メートルを超え40立方メートルまで	97円
			40立方メートルを超え100立方メートルまで	117円
			100立方メートルを超え500立方メートルまで	145円
		500立方メートルを超えるもの	184円	

使用料単価 (R4) 1m³あたり83円
 一般家庭 (戸建) 2か月あたりの平均使用量 (36m³) 及び使用料 (2,970円) より算出

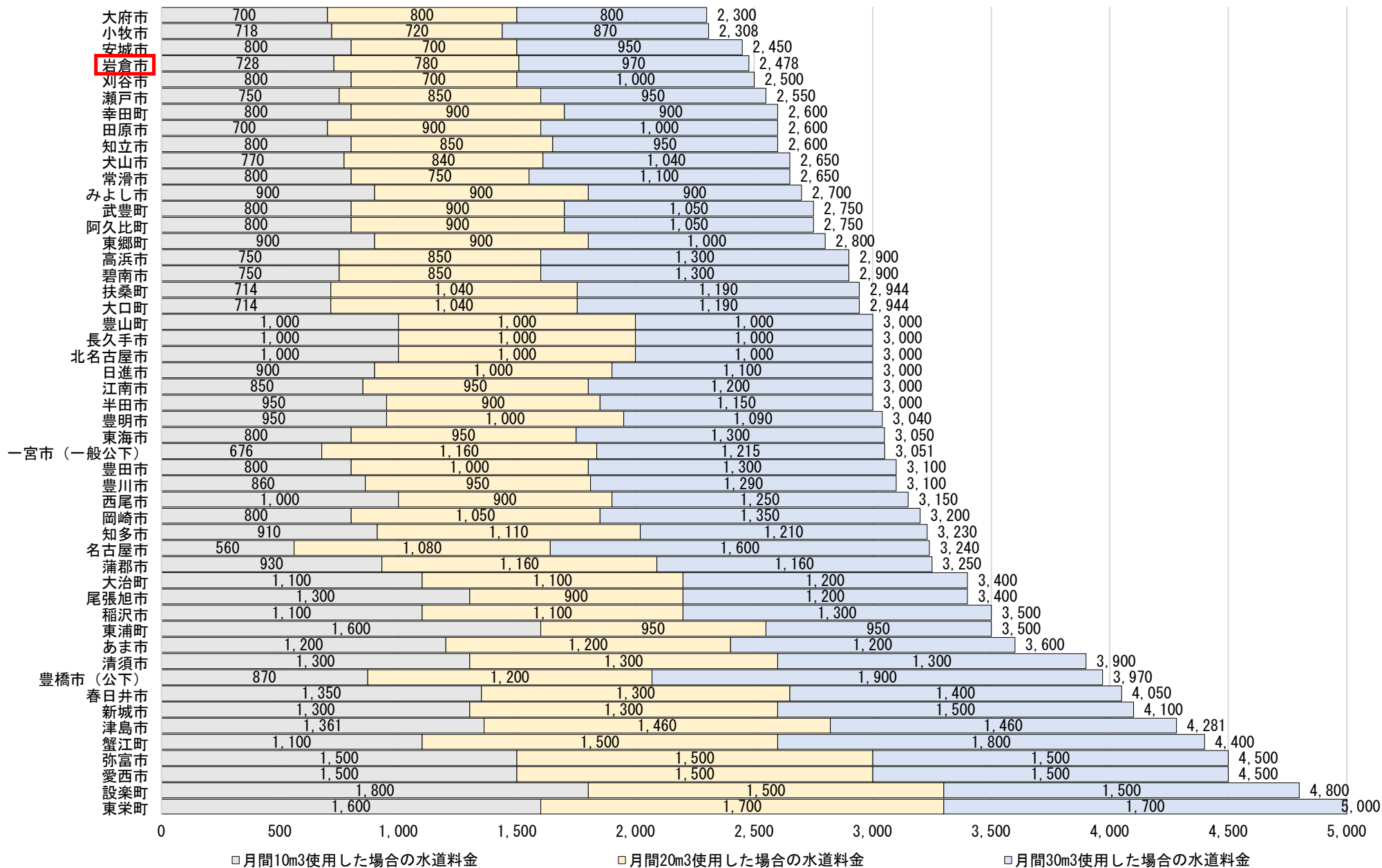
汚水処理原価 (R4) 1m³あたり150円

汚水処理原価と使用料単価の差額は一般会計繰入金で賄っている

他事業体との使用料比較

下水道使用料（税抜）（R4.4.1現在）

※「愛知の下水道」より算出



月間10m3使用した場合

順位	事業体	金額
1	名古屋市	560
2	一宮市（一般公下）	676
3	田原市	700
4	大府市	700
5	大口町	714
6	扶桑町	714
7	小牧市	718
8	岩倉市	728
9	碧南市	750
10	高浜市	750
11	瀬戸市	750
12	犬山市	770
13	岡崎市	800
14	豊田市	800
15	東海市	800
16	阿久比町	800
17	武豊町	800
18	常滑市	800
19	知立市	800
20	幸田町	800
21	刈谷市	800
22	安城市	800
23	江南市	850
24	豊川市	860
25	豊橋市（公下）	870
26	日進市	900
27	東郷町	900
28	みよし市	900
29	知多市	910
30	蒲郡市	930
31	豊明市	950
32	半田市	950
平均値		973
33	西尾市	1,000
34	北名古屋市	1,000
35	長久手市	1,000
36	豊山町	1,000
37	蟹江町	1,100
38	稲沢市	1,100
39	大治町	1,100
40	あま市	1,200
41	新城市	1,300
42	清須市	1,300
43	尾張旭市	1,300
44	春日井市	1,350
45	津島市	1,361
46	愛西市	1,500
47	弥富市	1,500
48	東栄町	1,600
49	東浦町	1,600
50	設楽町	1,800

月間20m3使用した場合

順位	事業体	金額
1	小牧市	1,438
2	刈谷市	1,500
3	安城市	1,500
4	大府市	1,500
5	岩倉市	1,508
6	常滑市	1,550
7	瀬戸市	1,600
8	碧南市	1,600
9	高浜市	1,600
10	田原市	1,600
11	犬山市	1,610
12	名古屋市	1,640
13	知立市	1,650
14	阿久比町	1,700
15	武豊町	1,700
16	幸田町	1,700
17	東海市	1,750
18	大口町	1,754
19	扶桑町	1,754
20	豊田市	1,800
21	江南市	1,800
22	みよし市	1,800
23	東郷町	1,800
24	豊川市	1,810
25	一宮市（一般公下）	1,836
26	岡崎市	1,850
27	半田市	1,850
28	西尾市	1,900
29	日進市	1,900
30	豊明市	1,950
31	北名古屋市	2,000
32	長久手市	2,000
33	豊山町	2,000
平均値		2,011
34	知多市	2,020
35	豊橋市（公下）	2,070
36	蒲郡市	2,090
37	稲沢市	2,200
38	尾張旭市	2,200
39	大治町	2,200
40	あま市	2,400
41	東浦町	2,550
42	新城市	2,600
43	清須市	2,600
44	蟹江町	2,600
45	春日井市	2,650
46	津島市	2,821
47	愛西市	3,000
48	弥富市	3,000
49	設楽町	3,300
50	東栄町	3,300

月間30m3使用した場合

順位	事業体	金額
1	大府市	2,300
2	小牧市	2,308
3	安城市	2,450
4	岩倉市	2,478
5	刈谷市	2,500
6	瀬戸市	2,550
7	知立市	2,600
8	田原市	2,600
9	幸田町	2,600
10	犬山市	2,650
11	常滑市	2,650
12	みよし市	2,700
13	阿久比町	2,750
14	武豊町	2,750
15	東郷町	2,800
16	碧南市	2,900
17	高浜市	2,900
18	大口町	2,944
19	扶桑町	2,944
20	半田市	3,000
21	江南市	3,000
22	日進市	3,000
23	北名古屋市	3,000
24	長久手市	3,000
25	豊山町	3,000
26	豊明市	3,040
27	東海市	3,050
28	一宮市（一般公下）	3,051
29	豊川市	3,100
30	豊田市	3,100
31	西尾市	3,150
32	岡崎市	3,200
平均値		3,214
33	知多市	3,230
34	名古屋市	3,240
35	蒲郡市	3,250
36	尾張旭市	3,400
37	大治町	3,400
38	稲沢市	3,500
39	東浦町	3,500
40	あま市	3,600
41	清須市	3,900
42	豊橋市（公下）	3,970
43	春日井市	4,050
44	新城市	4,100
45	津島市	4,281
46	蟹江町	4,400
47	愛西市	4,500
48	弥富市	4,500
49	設楽町	4,800
50	東栄町	5,000

令和4年度 岩倉市公共下水道事業会計の収支状況

収益的収入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当 予 算 額	補 正 額 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	911,983,000	△25,748,000	0	886,235,000	888,055,843	1,820,843	
第1項 営業収益	307,358,000	△9,970,000	0	297,388,000	296,692,853	△695,147	(うち、仮受消費税額 24,841,431円)
第2項 営業外収益	604,623,000	△15,778,000	0	588,845,000	591,362,990	2,517,990	(うち、仮受消費税額 10,920,807円)
第3項 特別利益	2,000	0	0	2,000	0	△2,000	

収益的支出

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 予 算 額	補 正 額 予 算 額	予備費 支出額	流 用 額 増 減	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 下水道事業費用	886,379,000	△25,748,000	0	0	0	860,631,000	0	860,631,000	843,900,164	0	16,730,836	
第1項 営業費用	786,374,000	△21,632,000	0	0	0	764,742,000	0	764,742,000	749,450,271	0	15,291,729	(うち、仮払消費税額 11,415,536円)
第2項 営業外費用	99,600,000	△4,116,000	0	0	0	95,484,000	0	95,484,000	94,249,053	0	1,234,947	
第3項 特別損失	205,000	0	0	0	0	205,000	0	205,000	200,840	0	4,160	
第4項 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000	0	200,000	0	0	200,000	

資本的収入

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	1,506,443,000	△105,000	1,506,338,000	0	0	1,506,338,000	868,566,820	△637,771,180	
第1項 分担金及び負担金	27,020,000	0	27,020,000	0	0	27,020,000	27,628,500	608,500	
第2項 国庫補助金	362,800,000	0	362,800,000	0	0	362,800,000	248,000,000	△114,800,000	
第3項 県補助金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	
第4項 他会計補助金	418,722,000	△105,000	418,617,000	0	0	418,617,000	431,538,320	12,921,320	
第5項 企業債	697,900,000	0	697,900,000	0	0	697,900,000	161,400,000	△536,500,000	

資本的支出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	1,657,858,000	△105,000	0	1,657,753,000	1,100,000	0	1,658,853,000	1,301,321,289	212,000	270,993,000	271,205,000	86,326,711	
第1項 建設改良費	1,171,249,000	△105,000	0	1,171,144,000	1,100,000	0	1,172,244,000	814,712,827	212,000	270,993,000	271,205,000	86,326,173	(うち、仮払消費税額65,227,058円)
第2項 企業債償還金	486,609,000	0	0	486,609,000	0	0	486,609,000	486,608,462	0	0	0	538	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額432,754,469円は、過年度分損益勘定留保資金13,383,906円、当年度分損益勘定留保資金85,976,026円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,468,238円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,426,299円で補填した。なお不足する額308,500,000円（未払相当分）については令和4年度同意済企業債の未発行分308,500,000円をもって翌年度に措置するものとする。